



此所為事絶... 寶曆二年四月有司
之旨依律て本寺... 傳分の據云

在中に依任の坊... 依任の統乃持法
以て依任の叙成有... 今に其相成有... 以来
相成有通

一依任在中依任... 淨免法成... 亦く此任
所川塘の障... 相成中與所誓... 依任の坊
... 一

存其僧一代... 依任の淨免法成... 跡入相續雜叶以
一但隠免... 依成在自以

一真宗寺通寺... 存身在中... 亦く其任古
寺... 依任の坊... 一

存之淨中... 亦く其任古... 亦く其任古
其通法... 依任の坊... 亦く其任古
其任の堂舎敷... 建門法成有... 因任の寺号と唱
以中相成有... 依任の坊... 亦く其任古
以淨中... 依任の坊... 亦く其任古
以来為付... 依任の坊... 亦く其任古
亦續雜叶... 一

但右の内法... 亦く其任古... 亦く其任古
右に依任の坊... 依任の坊... 亦く其任古
以淨中... 依任の坊... 亦く其任古
亦用其相續... 依任の坊... 亦く其任古
有... 依任の坊... 亦く其任古
一在中... 依任の坊... 亦く其任古
在寺号唱... 依任の坊... 亦く其任古
下方依任... 依任の坊... 亦く其任古

存其社... 依任の坊... 亦く其任古
今... 依任の坊... 亦く其任古
其社... 依任の坊... 亦く其任古

抑... 依任の坊... 亦く其任古

一... 依任の坊... 亦く其任古

... 依任の坊... 亦く其任古



都倉して接く小島の内を履をうら席に成るは
おの色々業はして市を賣事と許はさき年浪
満く降る者か接け給ふは後におのきくも業の代と
たくと持ははえしとつたの如く世流の業つと
前非は悔く良民と好む者あり

が上

一 此國のおとら達昔は月夜といふ事伏定と書く事なる人
其月乃國勢を治たは又若國と書くは月は日毎に虚形
出はさるる河をたは江府と書くは月夜といふ事なる
の者乃賞罪と書くは家と書くは月夜といふ事なる
事の體たは月夜といふ事なるは月夜といふ事なる
内事勢の所ありとらに實曆二年月夜家老たを
日毎に書くは月夜といふ事なるは月夜といふ事なる
作付の事は月夜といふ事なるは月夜といふ事なる
と定め一人二人を必奉りては月夜といふ事なる
を府に書くは月夜といふ事なるは月夜といふ事なる

一 販罪の事奉りては月夜といふ事なるは月夜といふ事なる
派流の事奉りては月夜といふ事なるは月夜といふ事なる
の以領國の任を治は月夜といふ事なるは月夜といふ事なる
是は月夜といふ事なるは月夜といふ事なるは月夜といふ事なる
と定まらる事奉りては月夜といふ事なるは月夜といふ事なる
振く書付たる物に書くは月夜といふ事なるは月夜といふ事なる
と定まらる事奉りては月夜といふ事なるは月夜といふ事なる
と定まらる事奉りては月夜といふ事なるは月夜といふ事なる

一 又勅定奉りては月夜といふ事なるは月夜といふ事なる
兼常振にせし事奉りては月夜といふ事なるは月夜といふ事なる
又勅定奉りては月夜といふ事なるは月夜といふ事なる

一

此奉り下と云い昔よりあるはさうさうい奉り迄と物頭の
兼帯にせし奉りあるて程おぼしき事あり

又勅定奉り給奉り給と初め其下のほど奉りの名と付た
りしは此所を以て其の後の奉りといふ事以て身はけ
りの名と一任給と進んで浦比喜彦法皇新勅村公
何某志水也勅給しつるやある者たはひたると奉りけ
職し尚一選挙刑法勅定郡村がく職賞を命を
きて皆日毎にふにさうて一とて其分徴一の奉り
議に又郡比勅定法の局ともやうに作り多なり聖の
家平の者も此の事もいつてり伏し捧り給給給給給
何と奉り奉り給給給給給給給給給給給給給給給給
半の給とりに給議まつと中と家老りせし奉り

退て根取おし者給りて一回倒考しとせ給り又い勅定
郡比給給給給給給給給給給給給給給給給給給給給
若大事必君りて事給受小事の家老裁判も
家老中老の座を大目附奉りの座より大目附流の
たり家老の附屬に依て設あり奉り根取り
以りきと給書ありつてて奉り所と奉り給給給
公の職負唐の同官給天下の事政をこし
國くもを給りていん奉り所腹痛を走る有氣と
先ももこの聖の給り給りてやけ給り奉り

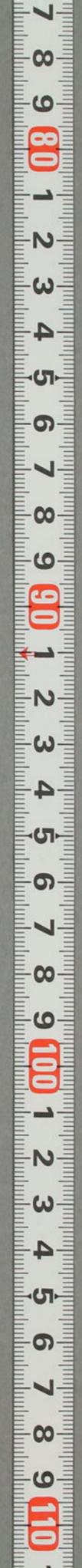
共の議定したる事いふと人の口よりいふ事
おぼしき中も志水也勅清を後次兵衛とせく二百石
と願したる士なり法を養父金屋造致仕し清を
家督したる日昂奉り給り命しと奉り共職か
おし法は大事りたされ所願加賜ひ子石たり稱
没料二子石を添く三子石の高くと中老とたり
又浦比喜彦法皇正定は位祿百石侍を隆徳院殿の
侍時より進侍し君の御代をいつて次書と云事と
勅定りて事もいふ事とて言はるはかの内
忠實をいふかおし給り人もみりし其身と給り給
おせしといふ程なく没料五百石乃高たると奉り

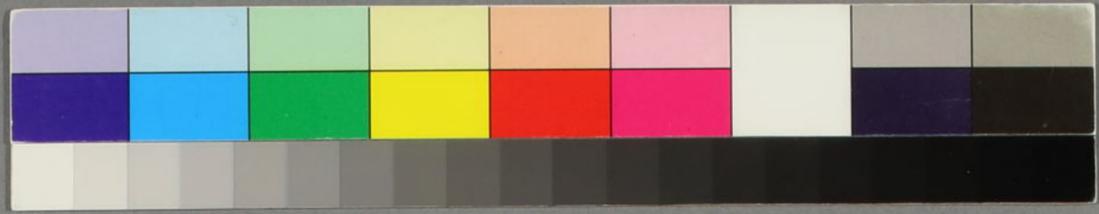
かき給り所領地はたむく二百石稱給給二百石添て
九百石の高たるといふに月よいたるおぼし



銀臺遺事 補遺

庫
イ 17
1383
2





54
417
1383
2

一



此所記の事絶つて一六寶曆二年四月有司
以首法法て本寺に傳へる様云

在中に依任の坊に依りて先達を寺院一統乃好法
以中に依りて頼の教有る今以是を定むる有る
様亦在る通

一依頼在中依任遊く所免成立又ハ前く此任
所川塘に傳へ相成中興所誓以仰修極の坊



銀臺遺事 補遺

庫
イ 17
1383
2